

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 5 7 9 号)

平成 2 1 年 3 月 6 日

横 情 審 答 申 第 579 号

平 成 21 年 3 月 6 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成20年10月17日港湾南第1097号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「港湾局南部管理課長（当時）が私との面談の際録音した音声」の個人情
報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港湾局南部管理課長（当時）が私との面談の際録音した音声」の個人情報非開示とした決定は、妥当でなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港湾局南部管理課長（当時）が私との面談の際録音した音声」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年9月9日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件個人情報は、平成19年度に港湾局南部管理課長（以下「南部管理課長」という。）が異議申立人（以下「申立人」という。）と対応した際、そのやり取りを録音した3件の音声ファイルである。

本件個人情報は、南部管理課長が申立人と面談するにあたり、それまでの経過から行政対象暴力に該当する可能性が高く組織として公平な対応と判断を行っていくために必要があると判断して、そのやり取りを個人的に録音したものであるが、刑事事件として立件された際に、実施機関が南部管理課長個人から取得して、捜査機関に提出したものである。

(2) 本件個人情報を開示した場合、捜査機関がどのような点に関心を持って捜査を行っているのかが明らかとなり、これを知った関係者が証拠の隠滅を図るなどして、捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

仮に特定の刑事事件の捜査が終了している場合であっても、当該事件に類似する他の事件について、捜査機関が同様の捜査を行うことも考えられることから、捜査が終了したかどうかにかかわらず、本件個人情報を開示することにより、捜査機関が行う捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、捜査の対象となった資料が実施機関により開示されることになれば、捜査機関が、捜査を行っていることやどのような捜査をおこなっているのかが明らかになることをおそれ、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会をちゅうちょすることにより、捜査機関が行う捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (3) 本件個人情報が開示されると、特定の市民への対応を円滑かつ適正に行うために作成した資料が新たな争点となって問題解決が遅れることをおそれて、職員が当該市民との対応に関する記録など必要な資料を作成することをちゅうちょしたり、開示した個人情報が改ざんされたりすることにより、組織として正確な事実に基づいた適正な市民対応ができなくなり、横浜市が行う市民対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

特に行政対象暴力に関する事案については、職員が個別かつ一方的に対応を迫られることとなるケースも多いが、本件個人情報は、まさに行政対象暴力に係る記録であり、これを開示すれば、申立人との今後の対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

横浜市の行政対象暴力への対応が不適切なものとなれば、横浜市や警察が共同して行う行政対象暴力の予防やその対応という事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、公正な行政運営が阻害される。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、「本件個人情報を開示することにより、捜査機関が行う捜査の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため」非開示としたと主張しているが、本件請求のきっかけとなった事件については、すでに公訴の提起がなされており、「捜査機関による捜査段階」はすでに終了していると考えなければならない。しかも、横浜地方裁判所は被告人である申立人の勾留を続ける理由がないとして、勾留を取り消している。したがって、捜査機関でない実施機関が何らの根拠も示さず「本件個人情報を開示することにより、捜査機関が行う捜査の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため」として、本件請求に対して非開示とするのは見当違いも甚だしい。

- (3) 横浜市職員倫理規定（平成16年3月達第4号）第3条第4項には、「職員は、市民の不信を招き、又は市民に不安を与えるようなことのないよう、職務上知り得た情報を適正に取り扱わなければならない。」とされている。申立人が本人開示請求をした録音物は、申立人の個人情報に関わるものであり、横浜市がその開示を拒むことは、同規定に反する極めて不適切な処分である。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、南部管理課長等が申立人と対応した際、そのやり取りを録音した3件の音声ファイルである。

実施機関の説明によれば、当該音声ファイルは、南部管理課長等が申立人と面談した際に南部管理課長がそのやり取りを録音したものであるが、その後実施機関が南部管理課長個人から取得したものである。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報を開示すると、捜査の適正な遂行及び市民対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関は、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査機関に提出した個人情報を本人に開示すると、捜査機関がどのような点に関心を持って捜査を行っているのかが明らかとなり、これを知った関係者が証拠の隠滅を図るなどして、捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その結果捜査機関が刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を行うことをちゅうちょすることにより、捜査機関が行う捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも主張している。

本件個人情報は、すでに捜査機関も取得しており、これを申立人に開示したとしても、関係者が証拠の隠滅を行うことなどは考えにくいものである。

また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会に対して実施機関が捜査機関に提出した文書を開示することにより、捜査機関の着眼点が判明し、当該あるいは今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあること及びその結果捜査機関が今後実

施機関に対する同様の照会をちゅうちょするという主張については、そのような可能性があるとは言えないということは一般論としては否定できない。

しかし、本件請求においては、申立人は特に捜査機関に提出した文書を指定してその開示を求めておらず、本件個人情報を開示したとしてもそれが捜査機関に提出されたものであるかどうかは申立人には分からなかったものである。

したがって、実施機関が主張するようなおそれはないと認められる。

エ 次に、実施機関は、職員が特定の市民対応案件について自ら作成した資料を当該市民本人に開示するのであれば、当該資料が新たな争点となって問題解決が遅れることをおそれて必要な資料を作成することをちゅうちょしたり、開示した個人情報が改ざんされたりすることにより、組織として正確な事実に基づいた適正な市民対応ができなくなり、横浜市が行う市民対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

一般に対応記録のような文書を対応した相手方である市民本人に開示すれば、やり取りの要旨や課題等の記述から、当該職員の問題意識や相手方である市民に対する評価等が直接的又は間接的に明らかとなり、その結果感情的なトラブルを誘発する等して、実施機関の主張するような事態を招くおそれも否定できないと考えられる。とりわけそれが行政対象暴力に対する対応の記録であればなおさらである。

しかし、本件個人情報は、単に申立人とのやり取りをそのまま録音しただけのものであり、それ自体からは対応した南部管理課長等の問題意識や評価等を何らかうかがい知ることができないものであることから、これを開示したとしても、職員が必要な資料の作成をちゅうちょすることは考えられない。

また、一般論として開示された個人情報等が請求者等によって改ざんされる可能性を完全に否定することはできないが、そもそも個人情報本人開示制度は行政と市民との間に一定の信頼関係が存在することを前提として成り立っており、万一開示された個人情報を請求者等が改ざんして悪用するような事態が発生した場合には法的な対応をとることは当然としても、そのような可能性があることを確率的に否定できないことをもって非開示の結論を導くことは許されないと解すべきである。

したがって、これを開示したとしても、横浜市が行う市民対応の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

オ 以上のことから、本件個人情報については本号に該当しないと判断した。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当でなく、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月17日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年10月23日 (第134回第一部会) 平成20年10月24日 (第136回第二部会)	・諮問の報告
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成20年11月21日 (第70回第三部会)	・審議
平成20年12月5日 (第71回第三部会)	・審議
平成20年12月19日 (第72回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年1月16日 (第73回第三部会)	・審議
平成21年1月26日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成21年2月6日 (第74回第三部会)	・審議
平成21年2月20日 (第75回第三部会)	・審議